

## 【表紙】

|               |  |
|---------------|--|
| 【提出書類】        | 公開買付届出書の訂正届出書  |
| 【提出先】         | 関東財務局長   |
| 【提出日】         | 2023年8月22日   |
| 【届出者の氏名又は名称】  | 株式会社チェンジホールディングス   |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都港区虎ノ門三丁目17番1号   |
| 【最寄りの連絡場所】    | 東京都港区虎ノ門三丁目17番1号   |
| 【電話番号】        | 03-6435-7347   |
| 【事務連絡者氏名】     | 取締役兼執行役員CF0 山田 裕   |
| 【代理人の氏名又は名称】  | 該当事項はありません   |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません   |
| 【最寄りの連絡場所】    | 該当事項はありません   |
| 【電話番号】        | 該当事項はありません   |
| 【事務連絡者氏名】     | 該当事項はありません   |
| 【縦覧に供する場所】    | 株式会社チェンジホールディングス<br>(東京都港区虎ノ門三丁目17番1号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社チェンジホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、イー・ガーディアン株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月3日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、対象者から2023年8月21日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、臨時報告書が提出されたことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事由が生じたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

公開買付者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

臨時報告書

6 その他

公開買付届出書の添付書類

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第2【公開買付者の状況】

#### 1【会社の場合】

##### (3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

□【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第22期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

2023年8月14日 関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第22期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

2023年8月14日 関東財務局長に提出

### 第5【対象者の状況】

#### 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1)【対象者が提出した書類】

(訂正前)

【四半期報告書又は半期報告書】

<前略>

事業年度 第26期第3四半期報告書(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

2023年8月10日 関東財務局長に提出予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

(訂正後)

【四半期報告書又は半期報告書】

<前略>

事業年度 第26期第3四半期報告書(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

2023年8月10日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を  
2023年8月21日に関東財務局長に提出

## 6【その他】

(訂正前)

対象者は、2023年8月2日付で、「2023年9月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査証明を受けていないとのことです。

### 損益の状況(連結)

| 会計期間               | 2023年9月期 第3四半期連結累計期間<br>(自 2022年10月1日 至 2023年6月30日) |
|--------------------|---|
| 売上高                | 9,083百万円  |
| 営業利益               | 1,363百万円  |
| 経常利益               | 1,388百万円  |
| 親会社株主に帰属する当期四半期純利益 | 928百万円  |

### 1株当たりの状況(連結)

| 会計期間        | 2023年9月期 第3四半期連結累計期間<br>(自 2022年10月1日 至 2023年6月30日) |
|-------------|---|
| 1株当たりの当期純利益 | 92.66円  |
| 1株当たりの純資産   | 708.28円   |
| 1株当たりの配当額   | -円  |

(訂正後)

対象者は、2023年8月14日付で「主要株主の異動に関するお知らせ」を公表し、2023年8月21日付で臨時報告書を関東財務局長に提出しています。当該臨時報告書の内容は以下のとおりです(以下抜粋)。なお、以下の文中において、「当社」とあるのは対象者を指します。

#### 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド(Orbis Investment Management Limited)

## (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

|     | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----|---------|----------------|
| 異動前 | 15,999個 | 15.67%         |
| 異動後 | 4,988個  | 4.88%          |

- (注) 1. 総株主等の議決権に対する割合は、2023年3月31日現在の発行済株式総数10,405,800株から議決権を有しない株式数193,100株を控除した株式数に基づき算出しております。なお、議決権を有しない株式数には、2023年5月9日開催の取締役会決議に基づく当社株式40,100株の取得及び従業員向け譲渡制限付株式報酬による当社株式100株の無償取得は含まれておりません。
2. 異動前については、2023年2月16日に当該株主より提出された2023年2月14日を報告義務発生日とする大量保有報告書(変更報告書)に基づくものであり、当社として当該株主名義の実質所有株式数が確認できたものではありません。
3. 異動後については、2023年8月10日に当該株主より提出された2023年8月3日を報告義務発生日とする大量保有報告書(変更報告書)に基づくものであり、当社として当該株主名義の実質所有株式数が確認できたものではありません。
4. 総株主等の議決権に対する割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

## (3) 当該異動の年月日

2023年8月3日

## (4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 364,280千円  
発行済株式総数 普通株式 10,405,800株

## 公開買付届出書の添付書類

## (1) 府令第13条第1項第11号の規定による書面

公開買付者が2023年8月14日付で第22期第1四半期(自2023年4月1日至2023年6月30日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第11号の規定による書面を本書に添付いたします。

## (2) 府令第13条第1項第12号の規定による書面

対象者が2023年8月10日付で第26期第3四半期報告書(自2023年4月1日至2023年6月30日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出し、また、2023年8月21日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。